

五所川原市国民保護計画

平成19年3月策定
五所川原市

目 次

第1編 総論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等.....	5
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ.....	5
2	市国民保護計画の構成.....	5
3	市国民保護計画の見直し、変更手続.....	6
第2章	国民保護措置に関する基本方針.....	7
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等.....	9
1	国民の保護に関する措置の仕組み.....	9
2	市の事務又は業務の大綱.....	10
3	消防機関の事務又は業務の大綱.....	10
4	関係機関の連絡先.....	10
第4章	市の地理的、社会的特徴.....	11
1	位置.....	11
2	地勢.....	11
3	気候.....	12
4	人口分布.....	13
5	道路の位置等.....	15
6	鉄道、漁港の位置等.....	15
7	地理的及び社会的特徴を踏まえた課題.....	15
第5章	市国民保護計画が対象とする事態.....	16
1	武力攻撃事態.....	16
2	緊急処理事態.....	17

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等.....	19
第1	市における組織・体制の整備.....	19
1	市の各部等における平素の業務.....	19
2	市職員の参集基準等.....	20
3	消防機関の体制.....	22
4	国民の権利利益の救済に係る手続等.....	22
第2	関係機関との連携体制の整備.....	23
1	基本的考え方.....	23
2	県との連携.....	24
3	近接市町村との連携.....	24
4	指定公共機関等との連携.....	24
5	ボランティア団体等に対する支援.....	25
第3	通信の確保.....	25
第4	情報収集・提供等の体制整備.....	27
1	基本的考え方.....	27
2	警報等の伝達に必要な準備.....	27

3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備.....	29
第5	研修及び訓練.....	30
1	研修.....	30
2	訓練.....	30
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....	32
1	避難に関する基本的事項.....	32
2	避難実施要領のパターンの作成.....	33
3	救援に関する基本的事項.....	33
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	33
5	避難施設の指定への協力.....	34
6	生活関連等施設の把握等.....	34
第3章	物資及び資材の備蓄、整備.....	36
1	市における備蓄.....	36
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	36
第4章	国民保護に関する啓発.....	37
1	国民保護措置に関する啓発.....	37
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	37
 第3編 武力攻撃事態等への対処		
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	38
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置.....	38
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	41
第2章	市対策本部の設置等.....	42
1	市対策本部の設置.....	42
2	市対策本部の組織構成及び機能等.....	43
3	市対策本部の廃止.....	48
4	通信の確保.....	48
第3章	関係機関相互の連携.....	50
1	国・県の対策本部との連携.....	50
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等.....	50
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	50
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託.....	51
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	51
6	市の行う応援等.....	52
7	ボランティア団体等に対する支援等.....	52
8	住民への協力要請.....	52
第4章	警報及び避難の指示等.....	53
第1	警報の伝達等.....	53
1	警報の内容の伝達等.....	53
2	警報の内容の伝達方法.....	54
3	緊急通報の伝達及び通知.....	54

第2章	避難住民の誘導等.....	55
1	避難の指示の通知・伝達.....	55
2	避難実施要領の策定.....	55
3	避難住民の誘導.....	59
4	事態の類型等に応じた留意事項.....	61
第5章	救援.....	63
1	救援の実施.....	63
2	関係機関との連携.....	63
3	救援の内容.....	63
4	救援の際の物資の売渡し要請等、土地の使用等.....	67
5	医療の実施の要請等.....	68
第6章	安否情報の収集・提供.....	69
1	安否情報の収集.....	69
2	県に対する報告.....	70
3	安否情報の照会に対する回答.....	70
4	日本赤十字社に対する協力.....	71
第7章	武力攻撃災害への対処.....	72
第1節	武力攻撃災害への対処.....	72
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	72
2	武力攻撃災害の兆候の通報.....	72
第2節	応急措置等.....	72
1	退避の指示.....	72
2	警戒区域の設定.....	74
3	応急公用負担等.....	75
4	消防に関する措置等.....	75
第3節	生活関連等施設における災害への対処等.....	76
1	生活関連等施設の安全確保.....	76
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	77
第4節	NBC攻撃による災害への対処.....	78
1	NBC攻撃による災害への対処.....	78
第8章	被災情報の収集及び報告.....	81
第9章	保健衛生の確保その他の措置.....	82
1	保健衛生の確保.....	82
2	廃棄物の処理.....	82
第10章	国民生活の安定に関する措置.....	84
1	生活関連物資等の価格安定.....	84
2	避難住民等の生活安定等.....	84
3	生活基盤等の確保.....	84
第11章	特殊標章等の交付及び管理.....	85

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧.....	87
-----	------------	----

1	基本的考え方.....	87
2	公共的施設の応急の復旧.....	87
第2章	武力攻撃災害の復旧.....	88
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等.....	89
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	89
2	損失補償及び損害補償.....	89
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	89
第5編	緊急対処事態への対処.....	90
1	緊急対処事態.....	90
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達.....	90
資料編		
資料1	避難実施要領のパターン（避難マニュアル）.....	91
資料2	避難誘導における留意点.....	103
資料3	関係機関の連絡先.....	107
資料4	行政区域別人口世帯数.....	110
資料5	関係報道機関一覧.....	113
資料6	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）.....	114
資料7	安否情報収集様式（死亡住民）.....	115
資料8	安否情報報告書.....	116
資料9	安否情報照会書.....	117
資料10	安否情報回答書.....	118
資料11	避難施設一覧.....	119
資料12	五所川原市国民保護協議会条例.....	122
資料13	五所川原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例.....	123
資料14	五所川原市国民保護協議会委員名簿.....	124

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し及び国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、五所川原市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 本市の特性を踏まえた国民保護措置の実施に係る特別な配慮

市は、市域が積雪寒冷地であり、かつ特別豪雪地帯の指定を受ける豪雪地帯であることを踏まえつつ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

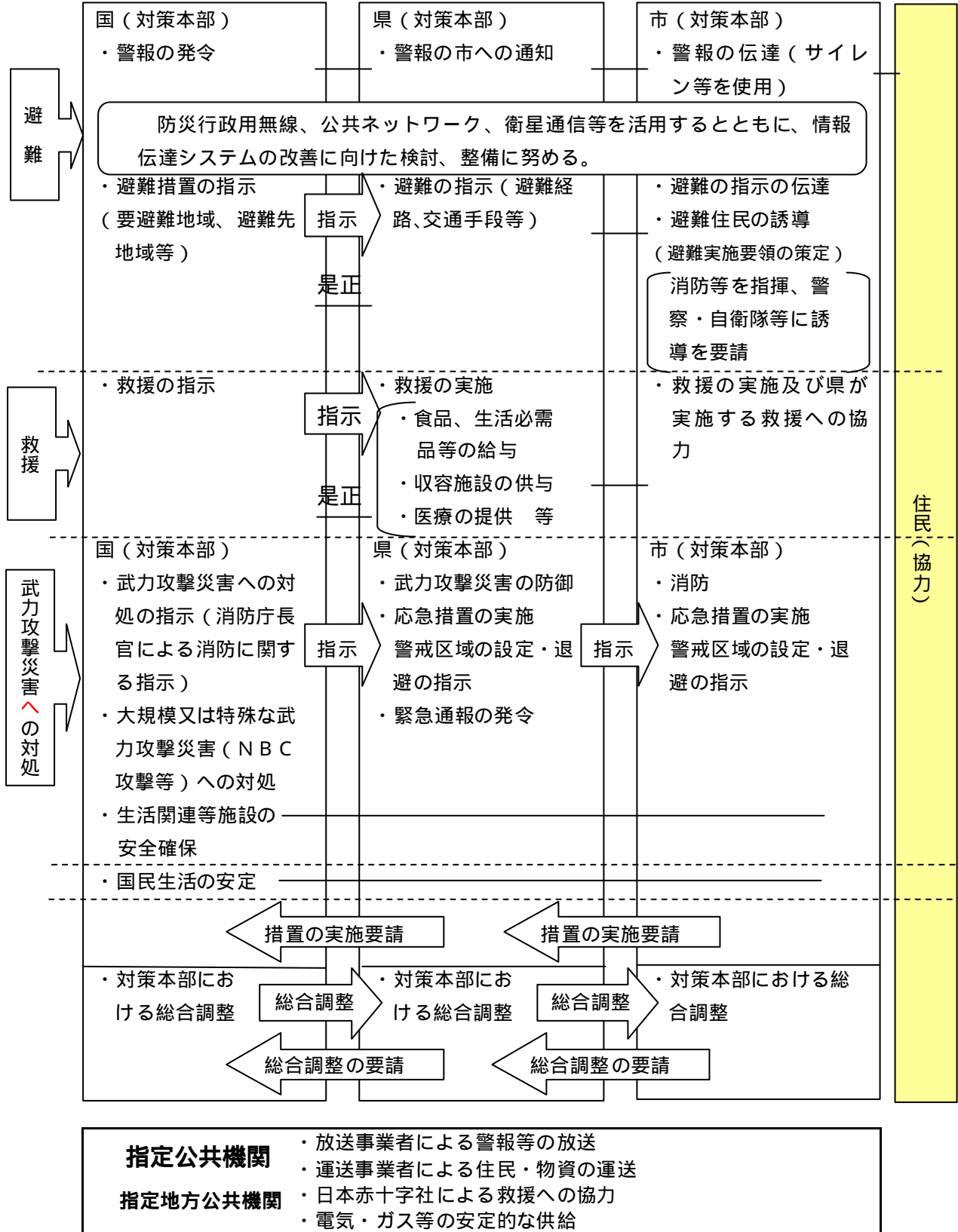
【参考：外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

【参考：NBC】

Nuclear - Biological - Chemicalの略で、それぞれ核兵器（原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など）、生物兵器（細菌兵器など）、化学兵器（毒ガス、枯れ葉剤等の薬物、薬品兵器など）を指す。このほか、R（Radiological）として放射能兵器（ダーティボムとも呼ばれる。）があり、これらをまとめてNBCR兵器と呼び、大量破壊兵器という場合は、通常これらを指す。

2 市の事務又は業務の大綱

- (1) 国民保護計画の作成
- (2) 国民保護協議会の設置、運営
- (3) 国民保護対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 消防機関の事務又は業務の大綱

- (1) 市国民保護計画の作成への協力
- (2) 市国民保護協議会への参加
- (3) 市国民保護対策本部への参画
- (4) 市等が実施する訓練への協力及び参加
- (5) 市が実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（救急・救助を含む。）
- (7) 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

4 関係機関の連絡先

指定行政機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関及び指定地方公共機関等関係機関の連絡先、連絡方法については、資料3「関係機関の連絡先」のとおりである。

第4章 市の地理的、社会的特徴

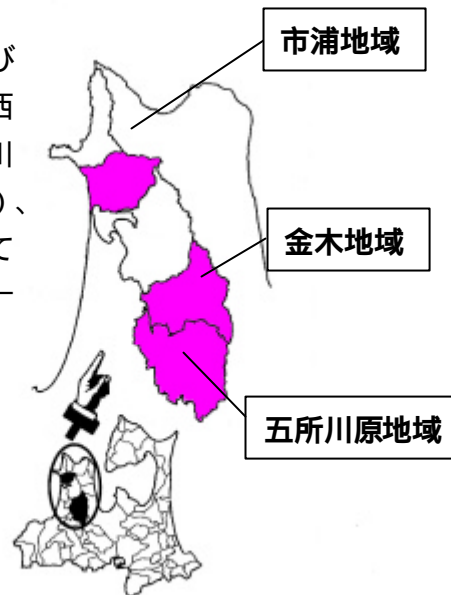
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置

本市は、津軽平野のほぼ中央に位置する五所川原地域及び金木地域と中泊町の一部（旧中里町）を挟んで津軽半島北西部に位置する市浦地域からなり、東は、市域中南部（五所川原・金木地域）が中山山脈を境にして青森市（旧浪岡町含）、蓬田村に接し、市域北西部（市浦地域）が、十三湖をもって中泊町の一部（旧中里町）に接するとともに、外ヶ浜町の一部（旧蟹田町）に接している。

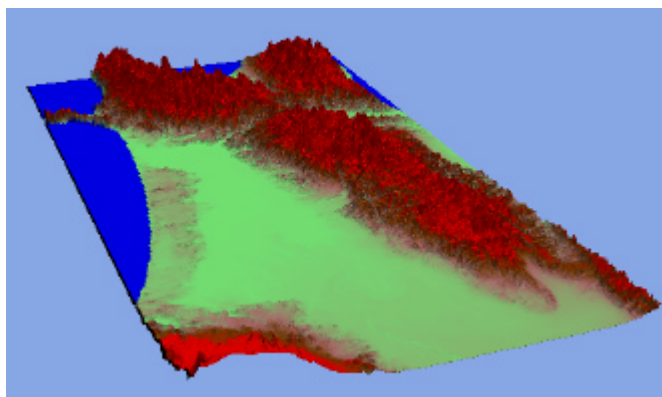
西は、市域中南部（五所川原・金木地域）が岩木川を挟んでつがる市に、市域北西部（市浦地域）が日本海に接しており、南は、鶴田町、板柳町に、北は、中泊町の一部（旧中里町）とともに市域北西部（市浦地域）が中泊町の別の一部（旧小泊村）と今別町、外ヶ浜町の一部（旧三厩村）にそれぞれ接している。

面積は、市域中南部（五所川原・金木地域）が、東西31km、南北18.75kmで292.83km²、市域北西部（市浦地域）が111.75km²で、総面積は、404.58km²である。



2 地勢

(1) 地形及び地質



本市の地形は、市域中南部（五所川原・金木地域）が、東から西に向かって概ね山地、丘陵地、台地、低地の順で続く梵珠山地、金木台地、津軽平野の順からなり、標高は、最低で海拔3.3m、最高は、東部の大倉岳の677mである。

(2) 河川及び湖沼

河川は、十川、旧十川、飯詰川、金木川及び小田川などが市の西端を北に流れる一級河川岩木川へそれぞれ流入し、岩木川は汽水湖である十三湖に注いでいる。

また、市浦地域では、太田川、桂川及び山王川が合流して十三湖に注ぐ相内川などがある。

湖沼は、県内第3位の広さを持つ十三湖のほか、長橋溜池、藤枝溜池等、農業用の溜池が大小多数、市内に分布している。

(3) 海岸

本市市浦地域は魚介類豊富な日本海に面しており、特に人家が連たんしている脇元地区は、冬期間、北西の風が強く、波浪、高潮等による被害が起こりやすい地勢となっている。

海岸線の延長は約12.5km、北部は中泊町、南部はつがる市と接し、脇元海岸（延長1,895m、河川局所管）、脇元漁港海岸（延長200m、水産庁所管）、市浦海岸（延長2,500m、河川局所管）及び十三漁港海岸（延長1,600m、水産庁所管）は海岸保全区域となっている。

3 気候

本市の位置する津軽地方は、日本海式気候で、冬は大陸の発達した高気圧の影響で北西の季節風が強く、それが日本海上空の湿気を内陸部に運ぶため雪の降る日が多い。特に冬の地吹雪現象は、冬期間の生活の大きな阻害要因となっている。しかし、日本海沿岸を流れる対馬海流は、海岸地区である市浦地域に暖気をもたらし、冬は当地方に比べ雪が少ない太平洋側よりも暖かい。

また、夏は晴天の日が多いが、内陸部から吹く涼風「偏東風（やませ）」により農作物の成長を妨げる要因となっている。

市内のアメダス観測地点毎の気象データは以下のとおりである。

五所川原地区観測地点（過去5年間）

年	最高気温	最低気温	最大降水量（日）	最大積雪深	風向・最大風速
2002年	33.0	-10.7	67 mm	79 cm	北東 8.0m/s
2003年	31.1	-11.4	49 mm	81 cm	西南西 9.0m/s
2004年	35.4	-9.1	88 mm	62 cm	西南西 12.0m/s
2005年	33.5	-10.7	60 mm	150 cm	西 11.0m/s
2006年	34.9	-10.5	60 mm	119 cm	西 12.0m/s

五所川原地区観測地点（極値）

最高気温	最低気温	最大降水量（日）	最大積雪深	風向・最大風速
36.9 (1978年8月)	-15.8 (1977年2月)	134 mm (1981年8月)	163 cm (1986年2月)	- 14.0m/s

市浦地区観測地点（過去5年間）

年	最高気温	最低気温	最大降水量（日）	最大積雪深	風向・最大風速
2002年	30.3	-9.4	118 mm	-	北西 6.0m/s
2003年	28.8	-13.1	81 mm	-	北北西 7.0m/s
2004年	34.3	-11.0	50 mm	-	東北東 9.0m/s
2005年	32.0	-9.4	50 mm	-	北北西 7.0m/s
2006年	34.6	-8.6	58 mm	-	東北東 9.0m/s

市浦地区観測地点（極値）

最高気温	最低気温	最大降水量（日）	最大積雪深	風向・最大風速
36.3 (1978年8月)	-16.4 (1977年2月)	303 mm (1977年2月)	-	東北東 12.0m/s

アメダス観測地点毎の極値の気象データは、最高気温、最低気温、最大降水量（日）及び風向・最大風速にあつては昭和51年11月から、最大積雪深にあつては昭和54年11月からの集計データによつてゐる。

4 人口分布

人口は、五所川原地域に集中しており、その五所川原地域にあつても、特に市街地を形成する地区に人口が集中している。五所川原地域のその他にあつては、集落が点在しているものの、ほぼ三好、長橋、飯詰、七和、梅沢、毘沙門の各地区で密集し、地区を形成している。

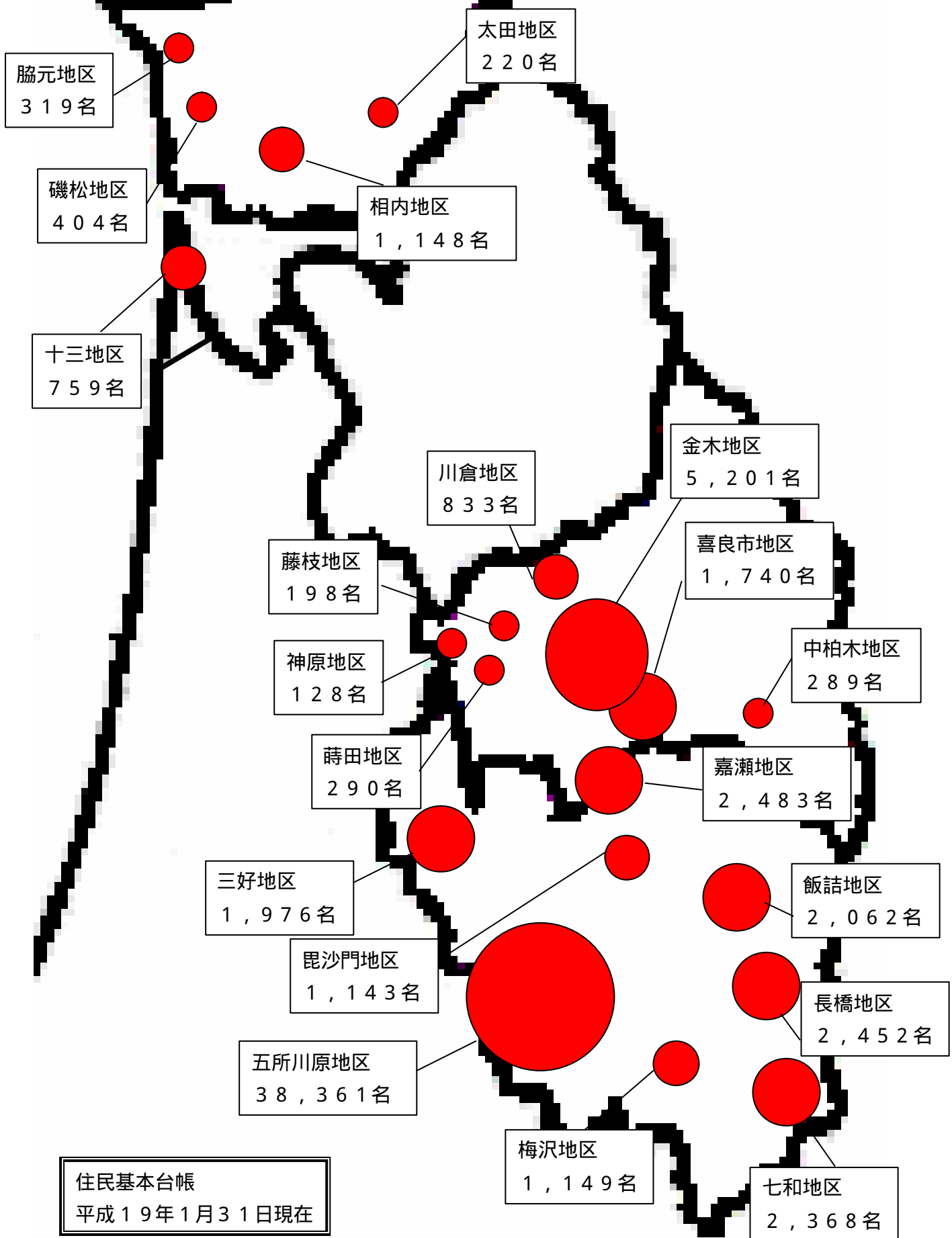
金木地域は、旧金木町中心部である金木町朝日山及び金木町芦野地区を中心として人口が集中している。金木地域も集落が点在しているものの国道339号及び津軽鉄道の沿線に集落が密集しており、川倉、藤枝、蒔田、神原、中柏木、嘉瀬、喜良市の各地区を形成している。

市浦地域は、旧市浦村中心部である相内地区と岩木川河口である十三地区に人口が集中している。市浦地域も集落が点在しているものの国道339号及び海岸部に集落が密集しており、相内、太田、磯松、脇元、十三の各地区を形成している。

市内の字別人口については、資料4「行政区域別人口世帯数」のとおりである。

また、地区別の人口については、次図のとおりである。

五所川原市の地区別人口図



住民基本台帳
平成19年1月31日現在

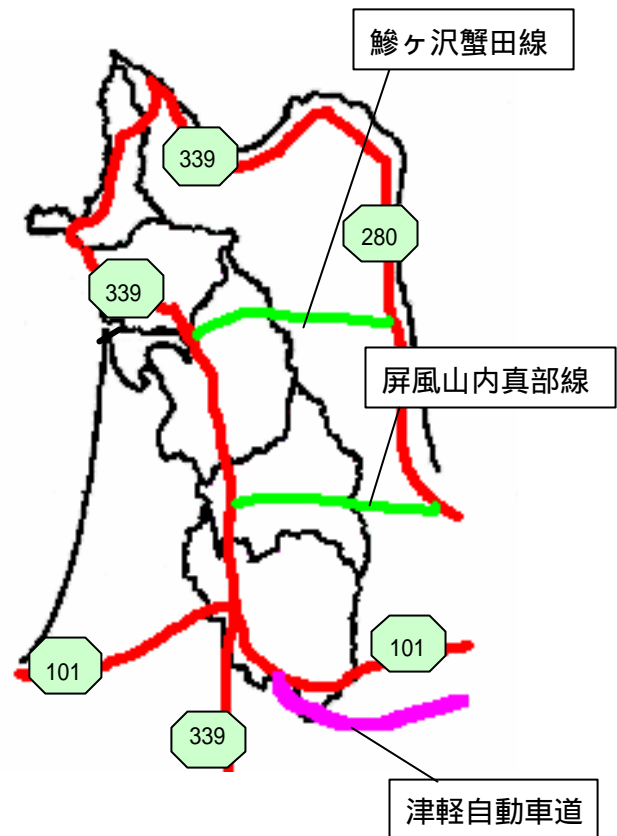
5 道路の位置等

市内の幹線道路は、東西方向に走る国道101号と南北方向に走る国道339号である。

国道101号は、東では青森市で国道7号と、また東北自動車道と接続し、西ではつがる市へと向かう。一方、国道339号は、南では鶴田町を経て国道7号に接続し、北では五所川原地域、金木地域及び中泊町を挟んで市浦地域を結ぶ、本市の基幹道路である。

県道は、主要地方道である屏風山内真部線、鱒ヶ沢蟹田線、青森五所川原線、五所川原金木線、五所川原浪岡線、五所川原岩木線、五所川原黒石線、五所川原車力線と、一般県道である蒔田五所川原線、林五所川原線、福山五所川原線、松野木姥范線、妙堂崎五所川原線、大泉姥范線、羽野木沢梅田線、沖飯詰五所川原線、五所川原（停）線、津軽飯詰（停）線、七ツ館板柳線、持子沢鶴田線、金木停車場線、嘉瀬停車場線、喜良市嘉瀬停車場線、神原中里線が市内を走る。

このほか、市道が各地域を走り、国道及び県道と接続する。



6 鉄道、漁港の位置等

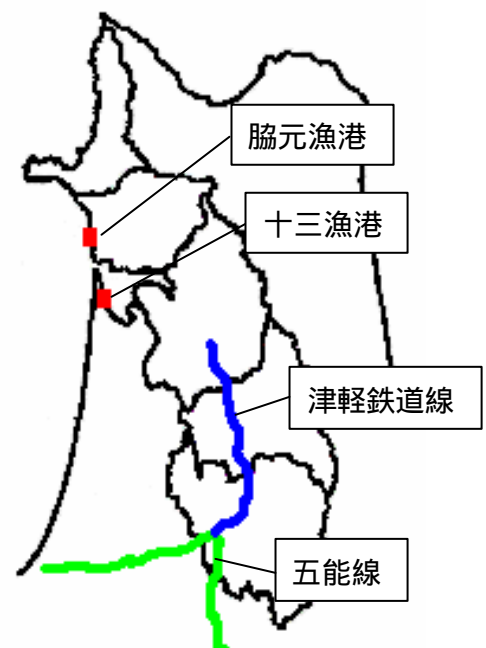
市内の鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社の五能線が、一方は奥羽線と接続し、他方は西海岸を巡る。

また、津軽鉄道株式会社の津軽鉄道線は、五所川原地域と金木地域を結び、中泊町へと向かう。

市内の漁港は市浦地区に十三漁港及び脇元漁港があり、十三漁港は係留施設としての岸壁はなく、最大入港船舶トン数（平成17年度実績）は6.2トンであり、脇元漁港は、岸壁の水深が3m、延長40.03mで最大入港船舶トン数（平成17年度実績）は4.0トンである。

7 地理的及び社会的特徴を踏まえた課題

当市では、市浦地域が飛び地となっており、また、同地域は海岸線を有していることから、五所川原地域に所在する本庁舎と市浦地域との連絡体制及び人員の派遣体制の確立が地理的課題となっている。



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

これらの4類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

着上陸侵攻

特徴	<p>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p>
留意点	<p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</p>

ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴	<p>警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば、原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p>
----	--

留意点	ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及びおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
-----	---

弾道ミサイル攻撃

特徴	発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

航空攻撃

特徴	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

緊急処理事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・原子力事業所等の破壊
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・危険物積載船への攻撃
- ・ダム等の破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部局名	平素の業務
総務部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市国民保護協議会の運営に関する事。 市国民保護対策本部に関する事。 国民保護に関する訓練に関する事。 国民保護に関する啓発に関する事。 自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）要請の求めに関する事。 住民に対する避難の指示の伝達に関する事。 被災情報、安否情報の総括整理に関する事。 職員の派遣の要請及びあっせんに関する事。 特殊標章等の交付に関する事。 広報に関する事。 避難実施要領の策定に関する事。 物資及び資材の備蓄等に関する事。 総務部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 その他総務部分掌事務のうち国民保護措置に関する事。
財政部 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 財政部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。 災害用物品、災害用物資器材の調達に関する事。 資金運営計画に関する事。 その他財政部分掌事務のうち国民保護措置に関する事。
民生部	<ul style="list-style-type: none"> 民生部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。 安否情報の収集、整理に関する事。 避難施設の運営体制の整備に関する事。 廃棄物処理に関する事。 保健衛生に関する事。 その他民生部分掌事務のうち国民保護措置に関する事。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 その他福祉部分掌事務のうち国民保護措置に関する事。
経済部 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 経済部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事。 避難住民に対する食料の確保に関する事。 観光客及び外国人に対する避難情報の提供に関する事。 電気及びガスの供給に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関（運送機関）との連絡調整に関すること。 ・電気通信事業者との連絡調整に関すること。 ・その他経済部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・道路及び橋梁の確保に関すること。 ・交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・その他建設部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
金木総合支所 市浦総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・総合支所管内の住民の避難の指示の伝達に関すること。 ・総合支所管内の被災情報、安否情報の整理に関すること。 ・総合支所管内住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・その他総合支所分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・文教施設等の保全に関すること。 ・児童及び生徒の安全確保に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 ・その他教育委員会分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
西北中央病院 高等看護学院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・救護所の設置に関すること。 ・その他国民保護措置のうち医療に関すること。
水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・市域（ただし、市浦地域を除く。）の給水施設に係る被災情報の収集に関すること。 ・飲料水の供給に関すること。 ・その他国民保護措置のうち給水に関すること。

国民保護に関する業務の総括、部局間の調整、企画立案等については、国民保護担当課である総務部総務課が行う。

市浦地域の給水施設に係る被災情報の収集に関しては、津軽広域水道企業団西北事業部が行うこととなるが、水道事業所にあつては、適宜同企業団西北事業部と連絡を取り、被災情報の共有に努めることとする。

また、市浦地域への飲料水の供給にあつては、原則として津軽広域水道企業団西北事業部が実施することとなるが、水道事業所にあつては、当該供給状況についても把握に努め、必要に応じて、同企業団西北事業部と連携し、同地域への応援給水を実施する。

五所川原地区消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとする。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
担当課体制	総務課職員が参集
緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させることや必要な参集手段について定めておく。

なお、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の本部長（以下「市対策本部長」という。）及び市対策本部の副本部長（以下「市対策本部副本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとし、本部員については、その代替職員を定めておくものとする。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長(市長)	副市長	教育長	総務部長
市対策副本部長 (助役、収入役、教育長)	総務部長	財政部長	民生部長

備考 市対策副本部長の代替職員は、副市長及び教育長のいずれもが欠けた場合に配置する。

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保
- ・その他市対策本部の機能確保について必要な事項

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び管内消防署における体制

消防本部及び管内消防署(以下「消防署」という。)は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごと

に、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目及び担当課一覧】

区 分	内 容	担当課
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第1項・5項)	管財課
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1・3項、第115条第1項、第123条第1項)	市民課 健康推進課
不服申立てに関する事。(国民保護法第6条、第175条)		総務課
訴訟に関する事。(国民保護法第6条、第175条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、五所川原市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性

の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部局（担当部局名、所在地、電話（ F A X ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部局等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防本部と協力し、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の青森県消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。また、消防機関の N B C 対応可能部隊数や N B C 対応資機材の保有状況を相互に把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部局等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう財団法人日本中毒情報センター等の専門的

な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社青森県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	被災現場の状況を青森県総合防災情報システム（現場映像システム）等により収集し、市対策本部並びに県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの管理・運用体制の充実を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政用無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や市社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員や市社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政用無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政用無線の整備を図る。

(3) 県警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、国及び県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条の規定に基づき、避難住民及び負傷住民については同省令に規定する様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」（資料6）により、死亡住民については同省令に規定する様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」（資料7）により収集を行い、同省令に規定する様式第3号「安否情報報告書」（資料8）により、県に報告する。

【参考：収集・報告すべき情報】

1．避難住民・負傷住民

- (1) 氏名
- (2) フリガナ
- (3) 出生の年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所（郵便番号を含む。）
- (6) 国籍
- (7) (1) ~ (6) のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (8) 負傷（疾病）の該当
- (9) 負傷又は疾病の状況
- (10) 現在の居所
- (11) 連絡先その他必要情報
- (12) 親族・同居者への回答の希望
- (13) 知人への回答の希望
- (14) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2．死亡住民

- (上記 (1) ~ (7) に加えて)
- (8) 死亡の日時、場所及び状況
- (9) 遺体が安置されている場所
- (10) 連絡先その他必要情報
- (11) (1) ~ (10) を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の知事への報告に当たっては、以下に掲げる様式により行う。

【参考：被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した		による被害（第 報）		年 月 日 時 分 五所川原市			
1. 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時		年 月 日					
(2) 発生場所		五所川原市		(北緯 度、東経 度)			
2. 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3. 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			
可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入する。							
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況			
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員の研修制度の充実

市は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、研修制度を充実するなど、人材の育成に努める。この場合において、国の職員、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等の外部の人材を講師に招く。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するための国も研修機関における研修過程を有効に活用する。

(2) 消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とする研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部及び自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に应用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な

対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

本市が積雪寒冷地であることをかんがみ、避難及び救援等の措置について、冬期における実動訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【参考：市対策本部において準備すべき基礎的資料】

住宅地図

(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)

区域内の道路網のリスト

(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト。冬期閉鎖路線の一覧を含む。)

輸送力のリスト

(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)

(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)

避難施設のリスト

(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト、データベース策定後は、当該データベース)

備蓄物資、調達可能物資のリスト

(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト。冬期において必要となる資機材を含む。)

生活関連等施設等のリスト

(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧

(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)

消防機関のリスト

(消防本部・消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)

(消防機関の装備資機材のリスト)

災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プラン等を活用しつつ、災害時要

援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部及び自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【参考：準備する基礎的資料】

収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建築物等のリスト

備蓄物資、調達可能物資（これらには、暖房器具及び燃料を含む。）のリスト

関係医療機関のデータベース

救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）のデータベース

臨時の医療施設として想定される場所等のリスト

墓地及び火葬場等のデータベース

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、住民の避難について主体的な役割を担うことから、避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力並びに確保すべき輸送施設について、あらかじめ把握するものとする。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
輸送施設に関する情報 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など） 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など） 漁港（漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など） ヘリコプター場外離着陸場（所在地、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域にかかる運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【参考：生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発)環境生活部、 (原発以外)エネルギー 総合対策局、県土整備部
	2号	ガス工作物	経済産業省	商工労働部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施 設、配水池	厚生労働省	健康福祉部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	企画政策部
	6号	放送用無線設備	総務省	総務部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施 設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部
	9号	ダム	農林水産省 国土交通省	農林水産部 県土整備部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締 法)	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	商工労働部
	4号	高圧ガス	経済産業省	商工労働部
	5号	核燃料物質(汚染物質を含 む。)	文部科学省 経済産業省	環境生活部
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	環境生活部
	7号	放射性同位元素(汚染物質を 含む。)	文部科学省	総務部
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工労働部
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	健康福祉部 農林水産部
	11号	毒性物質	経済産業省	総務部

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は調達体制を整備する。

なお、本市が積雪寒冷地であることをかんがみ、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具及び燃料の備蓄・調達可能量等を把握することに留意するものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、市は、日本赤十字社青森県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生し、又は建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 担当課体制の構築

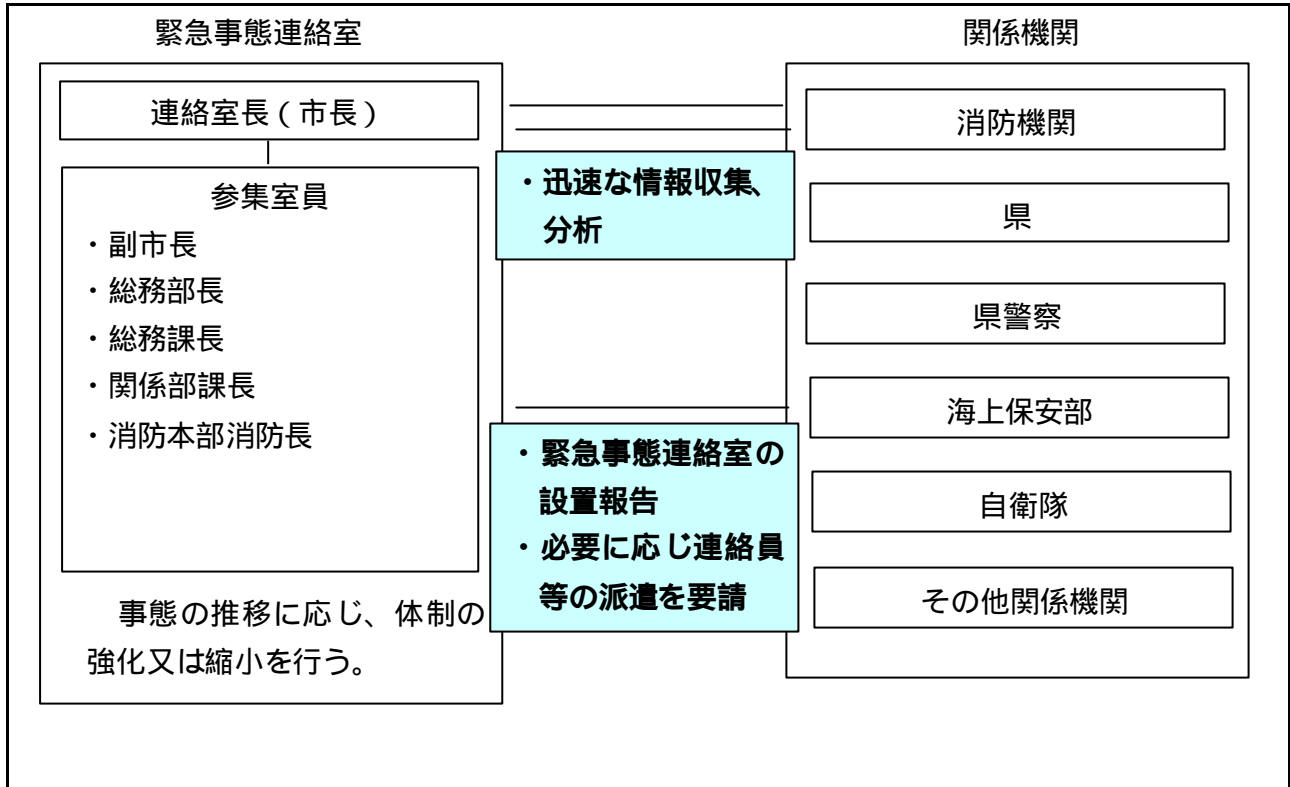
市は、市外からの情報により市外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、総務課職員による情報収集体制を速やかに構築する。

(2) 緊急事態連絡室の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室は、市長を室長とし、副市長、総務部長、総務課長及び市長が必要と認める関係部課長並びに消防本部消防長を室員とする。

【市緊急事態連絡室の構成等】



緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(3) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 市対策本部への移行に要する調整

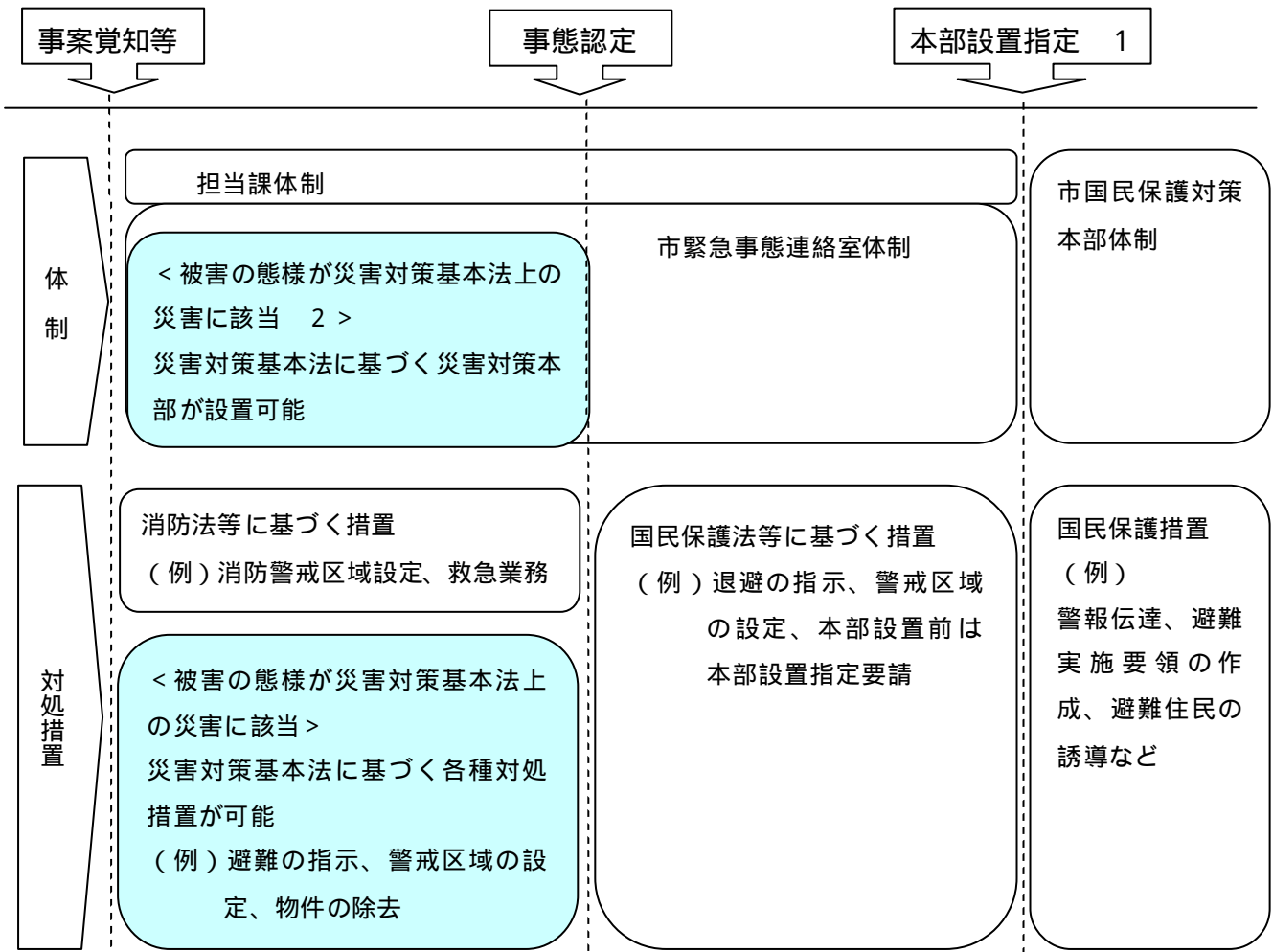
緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

(6) 市災害対策本部を設置している場合の調整

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく市災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局に周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

なお、市災害対策本部を設置することができるのは、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当し、被害に係る事案の発生原因が不明の期間に限られる点に留意する必要がある。



1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設

置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎4階に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ以下のとおり指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

順位	名称	所在地	電話
第1順位	金木総合支所	金木町朝日山319-1	53-2111
第2順位	中央公民館	一ツ谷504-1	35-6056

(2) 市対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

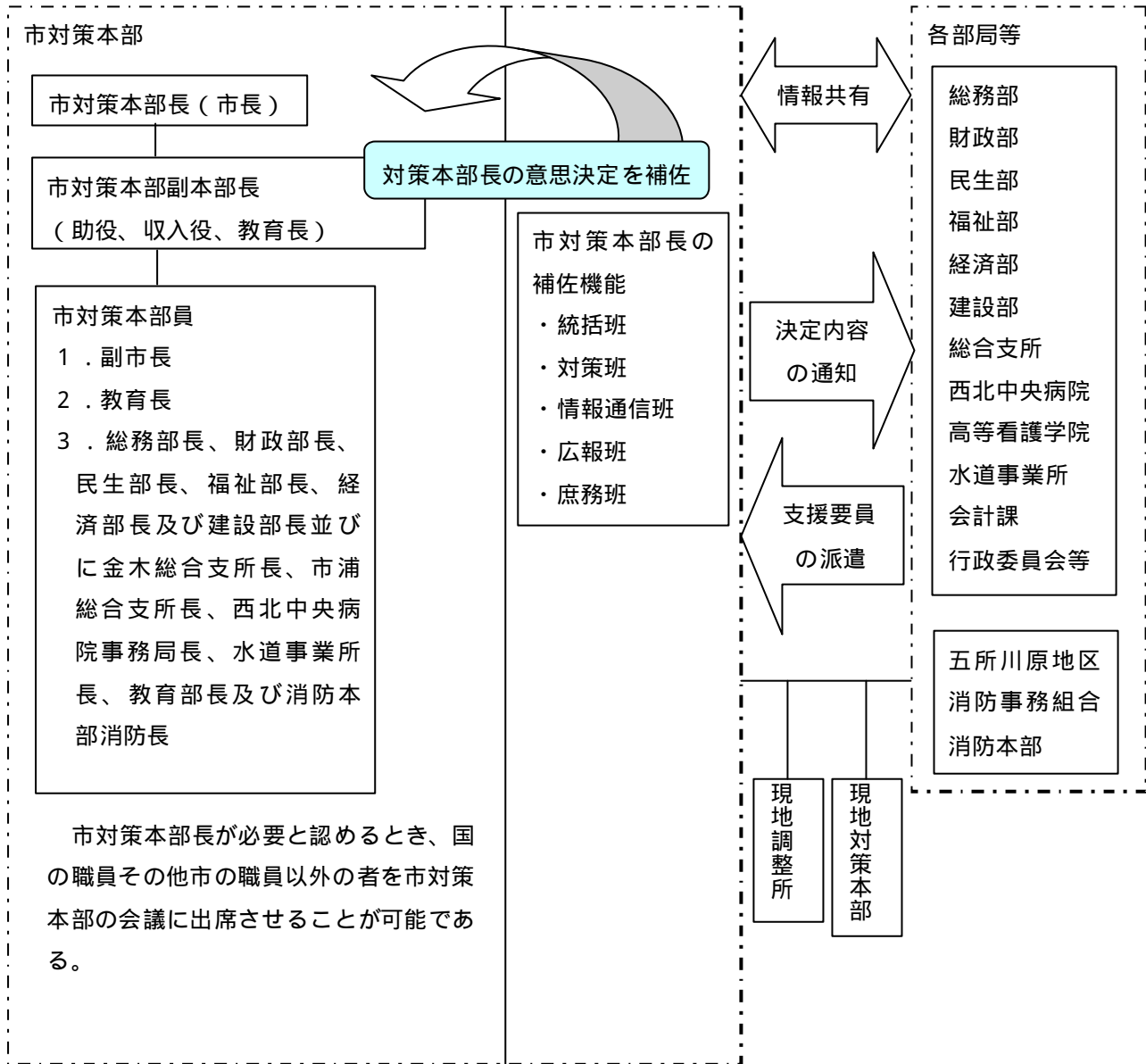
市長は、市が市対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

2 市対策本部の組織構成及び機能等

(1) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部長の補佐機能の編成】

班名	機能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示

班 名	機 能
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【市対策本部設置時の各部局の業務】

部局名	業 務
総務部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・職員の派遣の要請及びあっせんに関すること。 ・住民の避難の指示の伝達に関すること。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・その他総務部、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
財政部 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・財政部及び会計課分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・災害用物品、災害用物資器材の調達に関すること。 ・資金運営に関すること。 ・その他財政部及び会計課分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・安否情報の収集、整理に関すること。 ・避難施設の運営に関すること。 ・廃棄物処理に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・その他民生部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。

部局名	業 務
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保に関すること。 ・その他福祉部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
経済部 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・経済部及び農業委員会分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・避難住民に対する食料の確保に関すること。 ・観光客及び外国人に対する避難情報の提供に関すること。 ・電気及びガスの供給に関すること。 ・交通機関（運送機関）との連絡調整に関すること。 ・電気通信事業者との連絡調整に関すること。 ・その他経済部及び農業委員会分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・道路及び橋梁の確保に関すること。 ・交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・その他建設部分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
金木総合支所 市浦総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・総合支所管内の住民の避難の指示の伝達に関すること。 ・総合支所管内の被災情報、安否情報の整理に関すること。 ・総合支所管内住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・その他総合支所分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会分掌事務に係る被災情報の収集に関すること。 ・文教施設等の保全に関すること。 ・児童及び生徒の安全確保に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 ・その他教育委員会分掌事務のうち国民保護措置に関すること。
西北中央病院 高等看護学院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医療品等の供給に関すること。 ・救護所の設置に関すること。 ・その他国民保護措置のうち医療に関すること。
水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・市域（ただし、市浦地域を除く。）の給水施設に係る被災情報の収集に関すること。 ・飲料水の供給に関すること。 ・その他国民保護措置のうち給水に関すること。

市浦地域の給水施設に係る被災情報の収集に関しては、津軽広域水道企業団西北事業部が行うこととなるが、水道事業所にあつては、適宜同企業団西北事業部と連絡を取り、被災情報の共有に努めることとする。

また、市浦地域への飲料水の供給にあつては、原則として津軽広域水道企業団西北事業部が実施することとなるが、水道事業所にあつては、当該供給状況についても把握に努め、必要に応じて、同企業団西北事業部と連携し、同地域への応援給水を実施する。

(2) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【参考：市対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

その他関係する報道機関

関係報道機関について、資料5「関係報道機関一覧」のとおりである。

(3) 市現地対策本部の設置

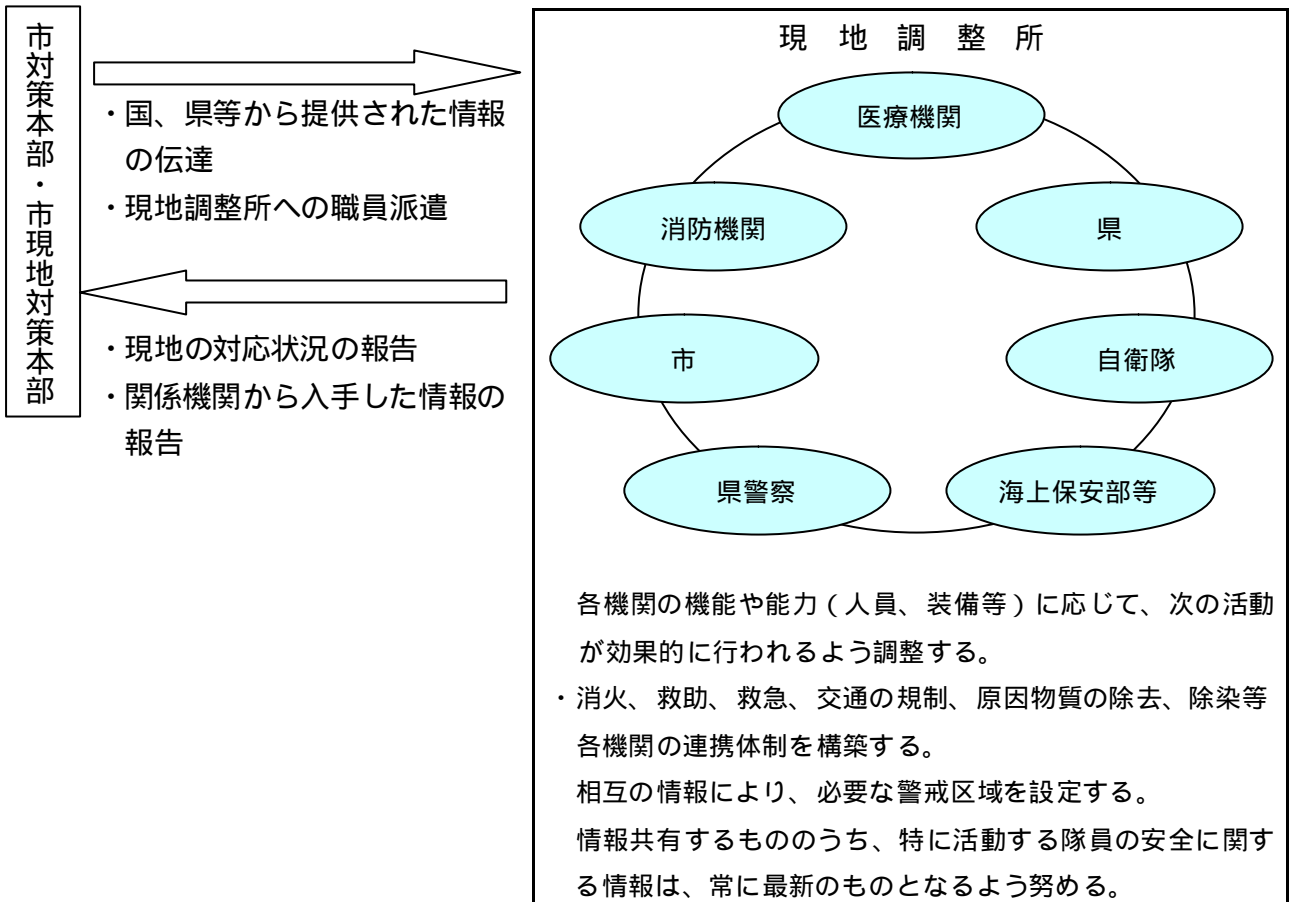
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策本部副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【参考：現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が

既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(5) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

また、市長は、市対策本部を廃止したときは、市議会に市対策本部を廃止した旨を連絡する。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政用無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、同報系防災行政用無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする青森地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする大湊地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

(ア) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

市が他の市町村に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、県の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について県の対策本部に連絡を行う。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ確かな伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

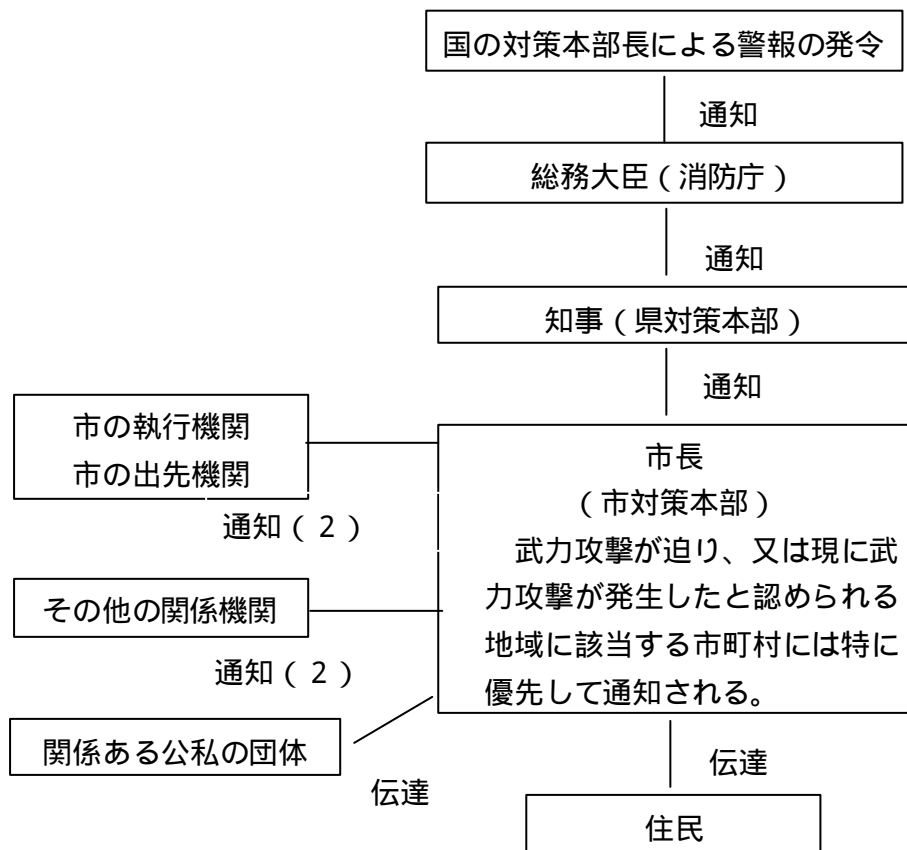
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.goshogawara.net.pref.aomori.jp>）に警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政用無線及び広報車で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線、広報車及びホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼など、前述伝達手段以外の方法も活用する。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

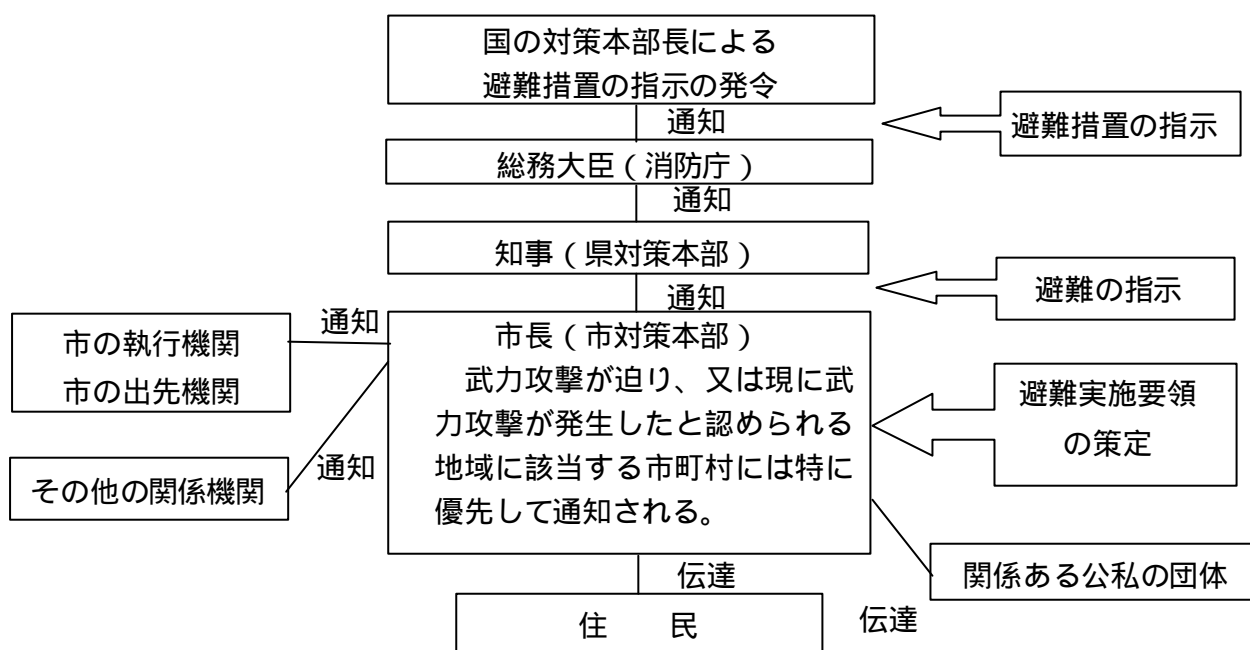
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

〔市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〕



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部及び自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【参考：避難実施要領の策定の留意点】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、青森県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど簡潔な内容のものもありうる。

（２）避難実施要領の項目は、次のとおりとする。

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：B 1 丁目、B 2 丁目の住民は「C 町内会」、D 1 丁目、D 2 丁目の住民は「各事業所及びF 町内会」を避難の単位とする。）

避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：五所川原市一ツ谷5 0 4 - 1の五所川原市中央公民館）

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：一時集合場所：五所川原市字蓮沼2の五所川原市立南小学校グラウンドに、日15時までに集合する。集合にあたっては、徒歩又は自転車により行うものとし、高齢者、乳幼児、傷病者等の集合については自動車等の使用を可とする。）

集合時間等

避難を開始する時間、集合時間や避難誘導の際の交通手段の出発時刻を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難を開始する時間：日15時30分を目途に避難を開始する。）

（例：集合時間：日15時までに集合する。）

（例：バスの発車時刻：日15時20分、15時40分、16時00分）

集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

（例：集合にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等要避難援護者の所在を確認して避難を促す。）

（例：集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。）

避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避

難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR」という。)五所川原駅に集合した後は、日の15時30分より30分間隔で運行するJR五能線青森市青森駅行き(途中乗り換え)で避難を行う。青森駅到着後は、青森市職員の誘導に従って、主に徒歩で青森市立A小学校体育館に避難する。)

市職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

高齢者、障害者、乳幼児、傷病者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、民生委員等の福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)

要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難の指示した地区に残留者がいないか確認する。)

避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇日〇時に、避難住民に対して水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の水や食料、生活用品、救急医療品、ラジオ、懐中電灯、携帯電話等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴等を履くようにする。)

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

避難誘導から離脱してしまった際の緊急時連絡先等

問題が発生した際の緊急時連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：五所川原市対策本部 担当〇山 男

TEL 0173-35-2111 内線

FAX 0173-35-3617)

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合に限る。県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）

避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

（４）国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

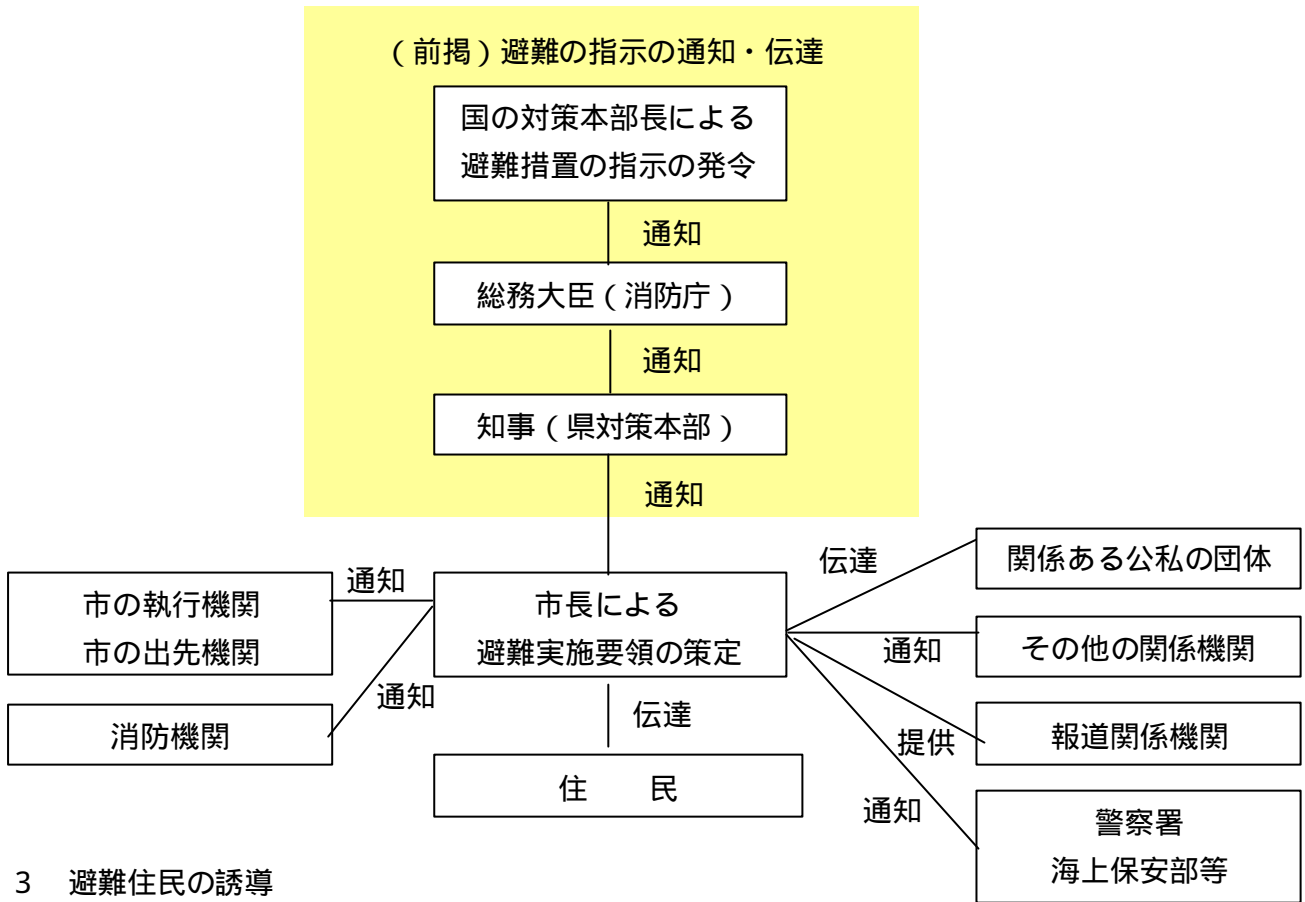
（５）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防本部消防長、五所川原警察署長、管区海上保安部長及び自衛隊青森地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

さらに、市長は、五所川原地区消防事務組合の管理者に対し、当該消防組合の消防本部消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を

行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

なお、市長は、警察署長等に対して警察官等による避難住民の誘導を要請した場合は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものに留まることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよ

う努める。

- ・危険動物等の逸走対策

市は武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

市は、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 事態の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とし、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、所要の検討を進めていくこととする。

市は、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱防止に努める。

市は、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、国と連携して、住民の避難のための輸送力の確保に努める。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難実施要領を策定し、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるため、屋内に一時的に避難させることもあり得る。

ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえ、他の安全な地域への避難誘導を行う。

(4) 航空攻撃の場合

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置が広範囲に指示されることとなる。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえ、他の安全な地域への避難誘導を行う。

(5) N B C 攻撃の場合

市長は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うなどに留意して避難誘導を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難実施要領の策定及び避難誘導を行うものとする。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 収容施設の供与

避難所

ア 避難住民又は武力攻撃災害により被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容する。

イ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

ウ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容する。

エ 避難所の適切な運営管理を行うものとし、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

オ 避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレを早期に設置するなど避難所の生活環境を確保する。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

カ 冬期間においては、避難施設における暖房等の需要が増大するため、暖房器具及び燃料等の確保に努めるほか、避難所の積雪寒冷地仕様について配慮する。

キ 避難所に対する物資の運搬等を円滑に行うことができるよう、道路管理者及び施設管理者と連携し、避難所周辺の除排雪について配慮する。

応急仮設住宅

ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

イ 応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。

ウ 応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国又は県に対し資機材の調達について支援を求める。

エ 応急仮設住宅等の建設に当たっては、積雪寒冷地仕様に配慮するとともに、敷地内の除排雪スペースの確保に努める。

(4) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害における災害により住宅に被害を受け避難する必要のある者に対して行う。

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に

対して行う。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

市は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国又は県に対し物資の調達について支援を求める。

(6) 医療の提供及び助産

医療の提供

ア 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。

イ 医療の提供は、救護班において行うこととする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行う。

ウ 医療の提供は、次の範囲内において行う。

- ・ 診療
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

エ 大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣する。

オ 避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておく。

助産

ア 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

- ・ 分べんの介助
- ・ 分べん前及び分べん後の処置
- ・ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(7) 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

安全の確保に十分留意しつつ、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等が行う捜索救出活動との連携を図る。

(8) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

埋葬及び火葬に係る救援は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬

ウ 骨つば及び骨箱

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

市は、警察及び海上保安部等と連携し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行う。

厚生労働省が、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めることに留意する。

(9) 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行う。

電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行う。

(10) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対して行う。

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(11) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行う。

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(12) 死体の捜索及び処理

死体の捜索

ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

死体の処理

ア 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行う。

イ 次の範囲内において行う。

- ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ・遺体の一時保存
- ・検索

(13) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

4 救援の際の物資の売渡し要請等、土地等の使用等

市長は、事務の委任を受けた場合は、救援の際の物資の売渡し要請等について次の措置を講ずる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

(1) 物資の売渡し要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具等）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。

市長は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。

市長は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対しその取り扱う特定物資の保管を命ずる。

市長は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、市内で当該特定物資が十分に確保することができないときは、指定行政機関の長等に対して支援を要請する。

(2) 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用する。

市長は、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに土地等の使用に同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用する。

(3) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用、特定物資の保管命令及び土地等の使用については、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が

不明である場合等にあつては、事後に交付する。

事後に交付する場合

ア 土地の使用：公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

イ 家屋又は物資の使用：使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る）において、所有者の所在が不明である場合

ウ 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知した場合

（４）立入検査等

市長は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り当該土地家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させる。

市長は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させる。

立入検査を行う職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

5 医療の実施の要請等

（１）医療の実施の要請

大規模な武力攻撃災害が発生し、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認める場合であつて事務の委任を受けた場合、市長は、医師、看護師等の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

（２）医療の実施の指示

市長は、事務の委任を受けた場合であつて医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。

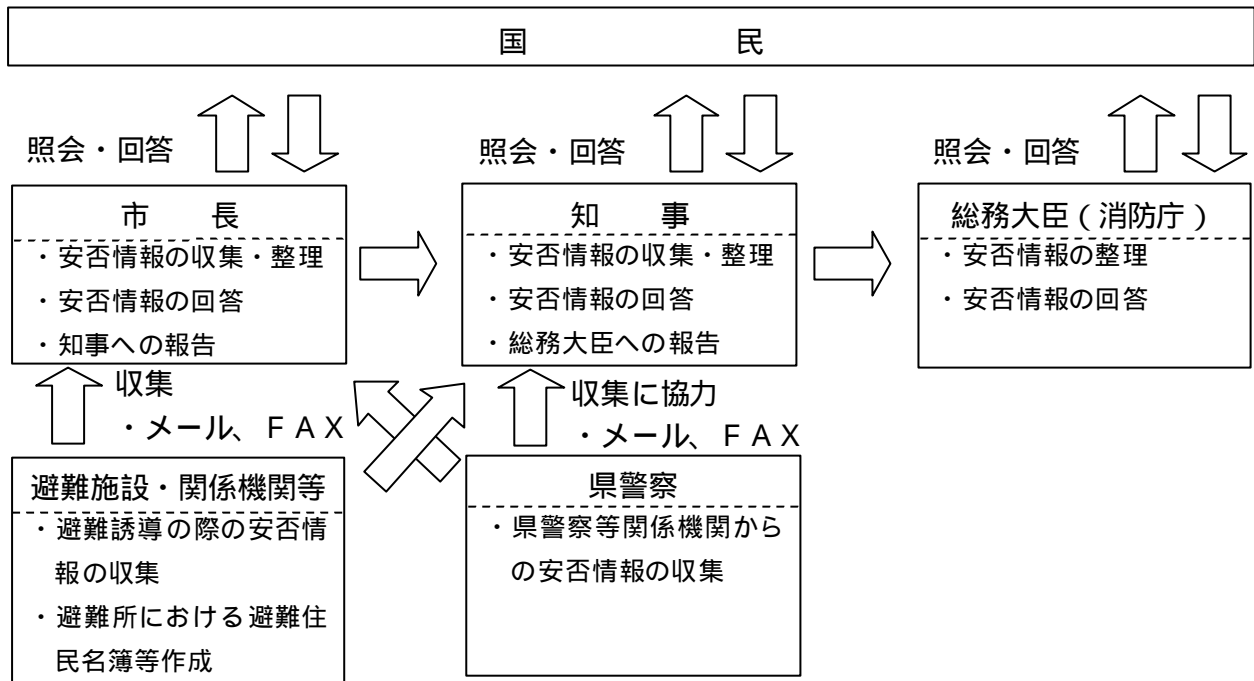
（３）医療関係者の安全確保

市長は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

〔安否情報収集・整理・提供の流れ〕



収集項目
1. 避難住民（負傷した住民も同様）
氏名
出生の年月日
男女の別
住所
国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
居所
負傷又は疾病の状況
及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2. 死亡した住民
（上記 から に加えて）
死亡の日時、場所及び状況
死体の所在

1 安否情報の収集

（1）安否情報の収集

市長は、市の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に收容され、又は入院している避

難住民等について、安否情報を収集し、整理するとともに、これを適時に知事に報告する。この場合において、市長は避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行う。

また、市の他の執行機関は、その保有する安否情報を積極的に市長に提供するなど、市長が行う安否情報の収集に協力する。

(2) 安否情報収集の協力要請

市長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を要請する。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市長から知事への安否情報の報告は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号「安否情報報告書」(資料8)に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)の送付により行うものとし、次の事項に留意する。

安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行う。

ただし、武力攻撃災害により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号「安否情報照会書」(資料9)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号「安否情報回答書」(資料10)により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災

害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答に止めるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社青森県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、3(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

五所川原地区消防事務組合の消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、五所川原地区消防事務組合の消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があ

ると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物など屋内に一時退避すること。

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

（２）退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政用無線及び広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行うとともに、直ちに、その旨を公示する。

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

（３）安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携

を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

なお、警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設ける。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防本部消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長及び消防本部消防長は、市の区域を管轄する消防機関の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、青森県消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長及び消防本部消防長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長及び消防本部消防長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出

拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から青森県消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

市長は、市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長、消防本部消防長又は水防管理者（市長）は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡

体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

さらに、一部事務組合を構成して管理する生活関連等施設については、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

ア 対象

市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 2 9 条）

イ 措置

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第 1 2 条の 3

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 1 0 3 条第 3 項第 2 号）

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 1 0 3 条第 3 項第 3 号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(2) のイの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。
N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

このため、市の総務課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部局等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。生物剤を用いた攻撃の場合における対応

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

(5) 汚染拡大防止のための措置

市長又は五所川原地区消防事務組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、下記に掲げる権限を行使する。

区分	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は五所川原地区消防事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・当該措置を講ずる旨
- ・当該措置を講ずる理由
- ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ・当該措置を講ずる時期
- ・当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は五所川原地区消防事務組合の管理者は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政用無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
なお、県に対する報告に当たっては、青森県総合防災情報システムを活用する。
- (4) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について第2編第1章第4の4に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

市浦地域への飲料水の衛生確保及び供給にあつては、原則として津軽広域水道企業団西北事業部が実施することとなるが、市（水道事業所）にあつては、当該衛生確保及び供給状況についても把握に努め、必要に応じて、同企業団西北事業部と連携し、同地域への飲料水の衛生確保及び供給の応援を実施する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、 により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合し

ない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水等の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

なお、市浦地域にあっては、原則として津軽広域水道企業団西北事業部が前述の必要な措置を実施することとなるが、市（水道事業所）にあっては、必要に応じて、同企業団西北事業部と連携し、同地域への応援を実施する。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として、市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

〔特殊標章等の意義について〕

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（ 1 ）特殊標章等

ア 特殊標章

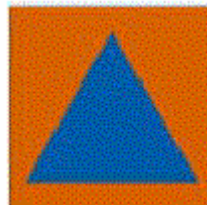
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（ オレンジ色地に
青の正三角形 ）



（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））

（ 身分証明書のひな型 ）

（ 2 ）特殊標章等の交付及び管理

市長、消防本部消防長及び水防管理者（市長）は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 1 7 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交

付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

市長

- ・市の職員（消防本部消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・消防団長及び消防団員
 - ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 消防本部消防長
- ・消防本部消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・消防本部消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・消防本部消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 水防管理者（市長）
- ・水防管理者の所轄の消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（3）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政用無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めらる。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

資料 1

避難実施要領のパターン（避難マニュアル）

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領

五所川原市長 氏 名
年 月 日現在

1. 事態の状況、避難の必要性

対策本部長（国）は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行ったところである。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- 1 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要である（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在することに留意。）。
- 2 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要である。

2. 避難誘導の方法

- (1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、広報車及び市防災行政用無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。
- (2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- (3) 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- (4) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避け

る。)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ及び身分証明書を用意しておくよう周知する。また、広報車、市防災行政用無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(5) 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。

(6) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は離れるよう周知する。

3. その他の留意点

特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4. 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

比較的時間的な余裕がある場合

避難実施要領

五所川原市長 氏 名
年 月 日現在

1. 事態の状況、避難の必要性

対策本部長（国）は、 において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、 市 地区を要避難地域とする避難措置の指示を行ったところである。（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）

これを受け、知事は、別添の避難の指示を行ったところである。（避難の指示を添付）

具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2. 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

五所川原市は、A・B・C地区住民約〇〇〇名を、本日〇〇：〇〇を目途に各地区の一時避難施設であるD公民館に集合させた後、本日〇〇：〇〇以降、市車両及び民間大型バスにより、 市・ 小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

- 1 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。
- 2 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

（2）市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各〇名を、D公民館、避難先の 市・ 小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- 1 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- 2 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

（３）輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

（ア）A地区

約〇〇〇名、D公民館、市保有車両×〇 バス〇台

（イ）B地区

約〇〇〇名、D公民館、バス×大型バス〇台

（ウ）C地区

約〇〇〇名、D公民館、バス×大型バス〇台

（エ）その他

イ 輸送開始時期・場所

日〇〇：〇〇、D公民館

ウ 避難経路

国道 号（予備として県道 号を使用）

- 1 バスや鉄道等の輸送手段の確保については、基本的に県が行う。
- 2 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- 3 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- 4 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、金木地域及び市浦地域にあっては市防災行政用無線を用いて対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

同様に、五所川原地域にあっては、市広報車、消防車両及び有線放送等あらゆる手段を活用し、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の町内会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、語学に堪能な市職員などの誘導員を窓口として配置する。

1 地域の社会的連帯が希薄な場合は、市防災行政用無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

2 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、町内会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a 病院の入院患者〇名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b 老人福祉施設入居者〇〇名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- 1 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- 2 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 . 各部の役割

別に示す。

4 . 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県 課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び 市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：五所川原市役所
- オ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、 市 小学校及び 公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び 市の支援を受ける。

昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難

避難実施要領

五所川原市長 氏 名
年 月 日現在

(1) 事態の状況

日 時 分に 地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、地域で戦闘が継続している状況にある(日 時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、広報車、市防災行政用無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- 1 ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- 2 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- 3 屋内避難は、NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)

時現在

地区については、道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、市が設置する災害時要援護者支援班の支援を受け、避難支援プランに沿って避難する。

地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- 1 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及

び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

- 2 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷が発生した場合には、地点の救護所、病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、地点の救護所及び病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

都市部における化学剤を用いた攻撃の場合の避難

避難実施要領

五所川原市長 氏 名
年 月 日現在

1. 事態の状況、避難の必要性

対策本部長（国）は、 地域における爆発について、化学剤（ 剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の五所川原市 町の地域及びその風下となる地域（ 町）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行ったところである。

これを受け、知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2. 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

五所川原市は、要避難地域の住民約〇〇〇名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 町の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、広報車、市防災行政用無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

（2）市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、市防災行政用無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する町内会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、市防災行政用無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア 公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T (災害派遣医療チーム) 等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における N B C への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 市防災行政用無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

N B C による汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3. 各部の役割

別に示す。

4. 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：五所川原市役所

イ 現地調整所設置場所：

避難誘導における留意点

1. 各種の事態に即した対応

- (1) 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- (2) 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- (4) 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- (5) 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- (1) 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長（国）による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- (2) 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- (3) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- (4) 市対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- (5) 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所

において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

- (6) また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- (1) 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- (2) 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ(ノーマルシー・バイアス=「正常化の偏見」)が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり(カストロフィー・バイアス)、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- (3) その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである(状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。)。
- (4) また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- (5) 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- (6) 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- (7) NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障害者等への配慮

- (1) 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- (2) 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。

防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置

消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認

社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施

一人ひとりの災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定(地域の災害時要援護

者マップを作成する等)等

(3) また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

(4) なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

区分	内容	留意事項
同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	制度を周知した上で、自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

(参考文献：「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」)

5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

(1) 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。

したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。

また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。

(2) 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も検討する。）。

誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6．学校や事業所における対応

(1) 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。

(2) 前述の取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7．住民の「自助」努力による取組みの促進

(1) 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ発生現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。

(2) 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。

(3) 国は、市町村において、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することを期待しており、こうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

(4) 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。

速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。

近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。

異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

（参考：「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房））

関係機関の連絡先

1. 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む。）

名称	所在地	電話・FAX	備考
東北管区警察局 広域調整部 広域調整第二課	青森市新町2-3-1	電話017-723-4211 FAX 017-722-1608	
自衛隊 青森地方協力本部	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	電話017-776-1594 FAX 017-776-1605	
東北総合通信局	宮城県仙台市青葉区 本町3丁目2-23	電話022-221-0605 FAX 022-221-0612	
五所川原労働基準監督 署	五所川原市大字唐笠柳 字藤巻507-5	電話0173-35-2309 FAX 0173-35-5489	
五所川原公共職業安定 所	五所川原市字敷島町37-6	電話0173-34-3171 FAX 0173-34-7413	
東北農政局 青森農政事務所	青森市本町2-10-4	電話017-775-2151 FAX 017-723-3840	
津軽森林管理署 金木支署	五所川原市金木町芦野 200-498	電話0173-53-3115 FAX 0173-53-3197	
東北地方整備局 青森河川国道事務所	青森市中央3-20-38	電話017-734-4521 FAX 017-722-8581	
” 弘前国道維持出張所	弘前市城東中央5-6-10	電話0172-28-1315 FAX 0172-26-2904	
” 五所川原出張所	五所川原市字岩木町10	電話0173-34-2738 FAX 0173-33-0127	
東北運輸局 青森運輸支局	青森市浜田豊田139-13	電話017-739-1501 FAX 017-739-1505	
第二管区海上保安本部 青森海上保安部	青森市青柳1-1-2	電話017-734-2421 FAX 017-777-0910	
青森地方气象台 防災業務課	青森市花園1-17-19	電話017-741-7413 FAX 017-741-7577	

2. 関係県機関

名称	所在地	電話・FAX	備考
青森県総務部 防災消防課	青森市長島1-1-1	電話017-734-9088 FAX 017-722-4867	
西北地方健康福祉こど もセンター	五所川原市字末広町14	電話0173-34-2138 FAX 0173-34-7516	

名称	所在地	電話・FAX	備考
五所川原保健所	五所川原市字末広町14	電話0173-34-2108 FAX 0173-34-7516	
西北地方福祉事務所	五所川原市字栄町10	電話0173-35-2156 FAX 0173-35-2462	
西北地方農林水産事務所 （総務室等）	鱒ヶ沢町本町209	電話0173-72-6611 FAX 0173-72-6611	
” （普及指導室等）	五所川原市字栄町10	電話0173-35-2345 FAX 0173-33-1345	
五所川原県土整備事務所	五所川原市字栄町10	電話0173-35-2105 FAX 0173-35-9114	
西北教育事務所	五所川原市字栄町10	電話0173-35-2170 FAX 0173-33-3663	
五所川原警察署	五所川原市字栄町6-1	電話0173-35-2141 FAX 0173-35-2141	

3. 関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関

名称	所在地	電話・FAX	備考
青森県道路公社	青森市新町2-4-1 県共同ビル8階	電話017-723-1625 FAX 017-773-4965	
日本郵政公社 五所川原郵便局	五所川原市字旭町53-1	電話0173-34-3204 FAX 0173-35-9002	
日本放送協会 青森放送局	青森市松原2-1-1	電話017-774-5111 FAX 017-774-2636	
東北電力株式会社 五所川原営業所	五所川原市字田町113-1	電話0173-35-3567 FAX 0173-35-8891	
東日本旅客鉄道株式会社 五所川原駅	五所川原市字大町38	電話0173-34-5365 FAX 0173-33-3663	
N T T東日本 青森支店災害対策室	青森市橋本2-1-6	電話017-723-1911 FAX 017-773-3273	
社団法人 青森県医師会	青森市新町2-8-21	電話0173-35-2170 FAX 0173-33-3663	
五所川原ガス株式会社	五所川原市字唐笠柳字藤巻 611	電話0173-34-3432 FAX 0173-34-5777	
津軽鉄道株式会社	五所川原市字大町39	電話0173-34-2148 FAX 0173-34-2149	
弘南バス株式会社 五所川原営業所	五所川原市字姥范字桜木 10-1	電話0173-35-3212 FAX 0173-35-0269	
社団法人 青森県トラック協会	青森市荒川品川111-3	電話017-729-2000 FAX 017-729-2266	

名称	所在地	電話・FAX	備考
青森放送株式会社	青森市松森1-8-1	電話017-743-1234 FAX 017-741-9543	
株式会社青森テレビ	青森市松森1-4-8	電話017-741-2233 FAX 017-743-4419	
青森朝日放送株式会社	青森市荒川柴田125-1	電話017-762-1111 FAX 017-732-1252	
株式会社エフエム青森	青森市堤町1-7-19	電話017-735-1181 FAX 017-735-1186	

4. その他の市の関係機関

名称	所在地	電話・FAX	備考
津軽広域水道企業団 西北事業部	つがる市木造千年33	電話0173-42-7111 FAX 0173-42-3919	
社団法人北五医師会	五所川原市字新町33-1	電話0173-35-0059 FAX 0173-35-0081	
社団法人青森県トラック協会 西北五支部	五所川原市字金山竹崎 171-9	電話0173-34-8554 FAX 0173-34-8580	
五所川原商工会議所	五所川原市字東町17-5	電話0173-35-2121 FAX 0173-35-2124	
金木商工会	五所川原市金木町朝日山 319-10	電話0173-52-2611 FAX 0173-52-2613	
市浦商工会	五所川原市相内349-1	電話0173-62-2232 FAX 0173-62-2564	
五所川原市社会福祉協 議会	五所川原市鎌谷町502-5	電話0173-34-3494 FAX 0173-35-5855	
ごしょがわら市農業協 同組合	五所川原市大字野里字奥野 100	電話0173-27-3300 FAX 0173-27-3333	
津軽北部農業協同組合	五所川原市金木町芦野 159-1	電話0173-53-2128 FAX 0173-52-5935	
十三漁業協同組合	五所川原市十三羽黒崎133	電話0173-62-3110 FAX 0173-62-3114	
脇元漁業協同組合	五所川原市脇元赤川188	電話0173-62-2022 FAX 0173-62-2022	

行政区域別人口世帯数

【五所川原地区】（住民基本台帳平成19年1月31日現在、単位：人、世帯）

行政区名	町名等	人口数	世帯数	行政区名	町名等	人口数	世帯数
本庁	字栄町	316	128	本庁	大字姥菴	1,481	523
	字田町	496	229		大字稲実	2,455	874
	字蓮沼	861	383		大字広田	2,440	876
	字不魚住	101	42		大字七ツ館	1,314	445
	字元町	461	205		みどり町	3,143	1,231
	字鎌谷町	800	385		大字金山	649	315
	字烏森	756	360		大字水野尾	406	130
	字下り枝	308	125		大字米田	443	153
	字八重菊	407	168		大字唐笠柳	789	283
	字一ツ谷	1,647	676		大字石岡字藤巻	794	313
	字新町	175	80		大字吹畑字藤巻	264	103
	字柳町	168	81		大字吹畑字皆瀬	40	13
	字岩木町	158	88		大字漆川	1,557	615
	字川端町	226	117		大字太刀打	879	316
	字本町	133	61		大字一野坪	548	170
	字布屋町	153	71		大字田川	243	76
	字弥生町	82	50		大字種井	95	29
	字東町	53	28		大字長橋字広野	422	146
	字大町	103	46		大字長橋字藤島	27	8
	字旭町	238	118		大字川山	655	209
	字敷島町	297	138		大字沖飯詰	477	184
	字雛田	822	368		大字桜田	152	46
	字上平井町	212	93		計	38,361	15,419
	字中平井町	349	171				
	字下平井町	532	218				
	字幾世森	423	208				
	字寺町	136	60				
	字柏原町	154	79				
	字錦町	392	178				
	字幾島町	301	142				
	字未広町	357	155				
	字新宮町	430	181				
	字蘇鉄	166	54				
	字芭蕉	453	173				
大字小曲	849	355					
松島町	2,140	922					
大字新宮	402	131					
大字長橋字橋元	177	59					
若葉	1,582	695					
大字湊	1,272	540					

行政区名	町名等	人口数	世帯数
三好	大字藻川	1,031	276
	大字鶴ヶ岡	580	194
	大字高瀬	365	122
計		1,976	592

行政区名	町名等	人口数	世帯数
長橋	大字浅井	224	79
	大字福山	117	47
	大字豊成	171	61
	大字野里	371	115
	大字神山	753	248
	大字松野木	527	165
	大字戸沢	289	148
計		2,452	863

行政区名	町名等	人口数	世帯数
飯詰	大字飯詰	1,808	676
	大字下岩崎	254	96
計		2,062	772

区分	人口数	世帯数
五所川原地区合計	49,511人	19,278世帯

行政区名	町名等	人口数	世帯数
七和	大字俵元	207	67
	大字原子	480	161
	大字羽野木沢	298	98
	大字持子沢	295	94
	大字高野	605	191
	大字前田野目	483	181
計		2,368	792

行政区名	町名等	人口数	世帯数
梅沢	大字梅田	838	342
	大字中泉	311	102
計		1,149	444

行政区名	町名等	人口数	世帯数
毘沙門	大字毘沙門	625	219
	大字長富	518	177
計		1,143	396

【金木地区】（住民基本台帳平成19年1月31日現在、単位：人、世帯）

行政区名	町名等	人口数	世帯数
金木	金木町朝日山	1,328	488
	金木町芦野	3,234	1,326
	金木町菅原	163	54
	金木町玉水	37	13
	金木町沢部	439	159
計		5,201	2,040

行政区名	町名等	人口数	世帯数
川倉	金木町川倉	833	315

行政区名	町名等	人口数	世帯数
藤枝	金木町藤枝	198	53

行政区名	町名等	人口数	世帯数
蒔田	金木町蒔田	290	84

区分	人口数	世帯数
金木地区合計	11,162人	4,101世帯

行政区名	町名等	人口数	世帯数
神原	金木町神原	128	36

行政区名	町名等	人口数	世帯数
中柏木	金木町中柏木	289	100

行政区名	町名等	人口数	世帯数
嘉瀬	金木町嘉瀬	2,483	856

行政区名	町名等	人口数	世帯数
喜良市	金木町喜良市	1,740	617

【市浦地区】（住民基本台帳平成19年1月31日現在、単位：人、世帯）

行政区名	町名等	人口数	世帯数
相内	相内	1,148	415

行政区名	町名等	人口数	世帯数
脇元	脇元	319	145

行政区名	町名等	人口数	世帯数
太田	太田	220	81

行政区名	町名等	人口数	世帯数
十三	十三	759	261

行政区名	町名等	人口数	世帯数
磯松	磯松	404	159

区分	人口数	世帯数
市浦地区合計	2,850人	1,061世帯

関係報道機関一覧

名称	所在地	電話・FAX	備考
日本放送協会 青森放送局	青森市松原2-1-1	電話017-774-5111 FAX 017-774-2636	
青森放送 五所川原支局	五所川原市東町17-5 五所川原商工会館 3階	電話0173-35-1382 FAX 0173-35-1652	
青森テレビ 五所川原支局	五所川原市東町17-5 五所川原商工会館 4階	電話0173-35-4153 FAX 0173-34-7689	
青森朝日放送 コンテンツ局	青森市荒川柴田125-1	電話017-762-1132 FAX 017-739-5992	
東奥日報社 五所川原支局	五所川原市字本町50-4	電話0173-35-3543 FAX 0173-35-0835	
陸奥新報社 五所川原支社	五所川原市字上平井町93-1	電話0173-35-2375 FAX 0173-34-3929	
河北新報社 青森総局	青森市本町一丁目2-15	電話017-776-2654 FAX 017-773-1261	
朝日新聞社 青森総局	青森市古川2-19-14	電話017-775-2811 FAX 017-722-8461	
読売新聞社 弘前支局	弘前市和徳町85 木村ビル 2階	電話0172-32-1618 FAX 0172-32-1630	
毎日新聞社 青森支局	青森市安方2-8-10	電話017-722-2420 FAX 017-722-2455	
産経新聞社 青森支局	青森市長島2-1-5 みどりやビル 6階	電話017-722-4371 FAX 017-732-3015	
共同通信社 青森支局	青森市第二問屋町三丁目 1-89 東奥日報社内	電話017-739-0111 FAX 017-739-0114	

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）	
氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んでください。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）	
氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注 1）本収集は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注 5）の回答者は、配偶者又は直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：五所川原市 担当者名：

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	負傷(疾病)の該当	負傷又は疾病の状況	現在の居所	連絡先その他必要情報	親族・同居者への回答の希望	知人への回答の希望	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- ～の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

年 月 日

五所川原市長

申請者 住所(居所) _____
氏 名 _____

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会する理由 (を付けてください。 の場合、理由を記入願います。)		被照会者の親族又は同居人であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民） その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日

様

五所川原市長

年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 住 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

避難施設一覧

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
第 148 条第 1 項の規定に基づき、青森県知事が指定する避難施設は次表のとおりである。

1 屋内施設

(1) 市有施設

番号	避難施設名	住所	電話番号	収容人数	
				短期	長期
1	長富コミュニティ消防センター	長富字鎧岩 167-4	36-2910	81	41
2	毘沙門小学校	毘沙門字中熊石 178	36-2917	184	92
3	毘沙門・長富コミュニティセンター	毘沙門字熊石 30-2	36-2013	253	127
4	藻川コミュニティ消防センター	藻川字中島 2-1	36-3427	107	54
5	旧鶴ヶ岡小学校	高瀬字鷹ノ爪 192	36-2416	172	86
6	三好小学校	鶴ヶ岡字唐橋 25	36-2419	206	103
7	コミュニティセンター三好	鶴ヶ岡字鎌田 281-3	36-2014	300	50
8	高瀬集会所	高瀬字一本柳 118-3	36-3876	91	46
9	コミュニティセンター中川	川山字森内 395	36-2102	301	151
10	沖飯詰小学校	沖飯詰字帯刀 28	36-2414	221	111
11	桜田集会所	沖飯詰字鴻ノ巣 282-2	36-3855	92	46
12	五所川原小学校	新宮字岡田 161	35-2726	672	336
13	北部コミュニティセンター	幾世森 51-1	34-8116	142	71
14	しきしまコミュニティセンター	敷島町 36-28	34-4503	143	72
15	中央コミュニティセンター	上平井町 16	33-1532	188	94
16	南小学校	蓮沼 2	34-3655	622	311
17	富士見コミュニティセンター	蓮沼 14	35-4681	156	78
18	働く婦人の家	新町 33-1	35-8898	1,080	540
19	市民体育館	栄町 20-1	34-6121	2,629	1,315
20	中央小学校	松島町二丁目 94	35-2266	286	143
21	第一中学校	松島町三丁目 1	34-2302	913	457
22	中央公民館	一ツ谷 504-1	35-6056	1,890	945
24	松島会館	松島町二丁目 89	35-5919	244	122
25	農村婦人の家	小曲字豊里 476	34-3682	169	85
26	みなとコミュニティセンター	湊字千鳥90	35-2540	107	54
27	三ツ谷コミュニティ消防センター	姥范字桜木 209-3	35-3422	61	31
28	栄小学校	姥范字船橋 156	34-2938	683	342
29	第三中学校	広田字藤浦 105	34-2937	668	334
30	コミュニティセンター栄	みどり町四丁目 130	35-1926	308	154
31	下岩崎集会所	下岩崎町尾花原 31-9	37-2407	33	17
32	飯詰小学校	飯詰字石田 148	37-2135	438	219
33	第四中学校	沖飯詰字男鹿 274-1	36-2415	600	300
34	コミュニティセンター飯詰	飯詰字福泉 164-4	37-2141	396	198
35	一野坪小学校	一野坪字早蕨 7	34-2939	156	78
36	戸沢集会所	戸沢字玉清水 208-2	37-2553	36	18
37	松島小学校	米田字八ツ橋 8	34-2930	435	218
38	コミュニティセンター松島	金山字竹崎 48-10	34-2942	299	150
39	吹畑コミュニティ消防センター	松島町五丁目 7-2	34-7983	43	22

番号	避難施設名	住所	電話番号	収容人数	
				短期	長期
40	水野尾コミュニティ消防センター	水野尾字宮井36-3	35-4366	113	57
41	稲実集会所	稲実字開野 265	35-6267	91	46
42	長橋小学校	神山字山越 1-26	29-3011	438	219
43	コミュニティセンター長橋	神山字鶉野 34-2	29-3111	310	155
44	三輪小学校	七ツ館字虫流 6-5	27-1010	193	97
45	第二中学校	豊成字田子ノ浦 70	29-3009	413	207
46	福山コミュニティ消防センター	福山字広富 165-3	29-3755	129	65
47	梅沢コミュニティセンター	梅田字燕口 118-3	28-2111	270	135
48	中泉集会所	中泉字松ヶ枝 88	28-3073	93	47
49	羽野木沢小学校	原子字山元4	29-2002	296	148
50	コミュニティセンター七和	羽野木沢字隈無13	29-2111	299	150
51	持子沢コミュニティ消防センター	持子沢字笠野前 405	29-3244	113	57
52	東小学校	高野字広野 228	29-2042	192	96
53	前田野目分館	前田野目長峰 28	29-2082	201	101
54	旧川倉小学校	金木町川倉七夕野 84-66	52-2319	1,154	577
55	川倉老人憩いの家	金木町川倉林下76-1	53-2404	98	49
56	川倉ふれあいセンター	金木町川倉米出 100-1	52-2209	329	165
57	藤枝集会所	金木町藤枝東田 430-1	53-2251	67	34
58	蒔田コミュニティ消防センター	金木町沢部 396-1	53-2175	119	60
59	蒔田老人憩いの家	金木町蒔田桑元 51-4	53-2223	85	43
60	神原コミュニティ消防センター	金木町神原小泉 126-77	53-3901	61	31
61	金木自然休養村管理センター	金木町芦野 234-1	52-2262	330	165
62	金木小学校	金木町芦野 84-54	52-2042	1,740	870
63	金木第一保育所	金木町朝日山 422-1	52-2561	420	210
64	金木第二保育所	金木町朝日山 377-4	52-2410	284	142
65	金木老人福祉センター	金木町芦野 336-1	53-3764	96	48
66	金木公民館	金木町菅原 367-1	53-3581	944	472
67	金木トレーニングセンター	金木町菅原 378-2	53-3492	916	458
68	金木中学校	金木町芦野 84-9	53-2573	2,690	1,345
69	金木東部コミュニティセンター	金木町芦野 318	53-2212	220	110
70	大東ヶ丘コミュニティ消防センター	金木町川倉七夕野 84-637	53-3229	57	29
71	嘉瀬分館	金木町嘉瀬雲雀野 109-1	53-2449	272	136
72	嘉瀬老人福祉センター	金木町嘉瀬上端山崎 35-40	53-2731	131	66
73	金木第三保育所	金木町嘉瀬端山崎 60-2	52-2066	377	189
74	嘉瀬小学校	金木町嘉瀬端山崎 269-1	52-2249	1,524	762
75	嘉瀬西部コミュニティ消防センター	金木町嘉瀬雲雀野 212-3	53-2051	94	47
76	金木南中学校	金木町嘉瀬端山崎 89-7	53-2314	2,172	1,086
77	中柏木コミュニティ消防センター	金木町中柏木字鎧岩 141-1	53-3933	97	49
78	喜良市小学校	金木町喜良市千苺 148	52-2309	1,333	667
79	喜良市コミュニティ消防センター	金木町喜良市千苺 196-3	53-2165	165	83
80	喜良市生活改善センター	金木町喜良市千苺186	53-2053	184	92
81	金木第四保育所	金木町喜良市千苺 3-1	52-2409	232	116
82	双葉町コミュニティ消防センター	金木町喜良市千苺 248-50	53-3902	51	26
83	喜良市老人福祉センター	金木町喜良市坂本 476	52-4654	84	42
84	更生研修センター	金木町喜良市坂本 56-206	53-3890	83	42
85	市浦小学校	相内岩井 85	62-2049	405	206
86	市浦中学校	相内岩井 81	62-2042	425	213

番号	避難施設名	住所	電話番号	収容人数	
				短期	長期
87	市浦コミュニティセンター	相内岩井81-384	62-3016	750	375
88	B&G 海洋センター市浦	相内岩井 81-385	62-3016	551	276
89	基幹集落センター市浦	相内岩井 81-1	62-2442	200	100
90	市浦アトム保育園	相内 258-1	62-3163	52	26
91	太田分館	太田山の井 597	62-3595	475	238
92	桂川集会所	相内桂川 288-1	62-3286	114	57
93	磯松分館	磯松磯野 186-1	62-3593	168	84
94	金木高等学校市浦分校	磯松赤川 3-42	62-3162	203	101
95	もや会館	磯松山の井 115-138	62-2628	200	100
69	市浦老人生きがいセンター	脇元赤川 113-1	62-3594	124	62
97	十三湊発掘調査事務所	十三琴湖岳 456	62-3176	930	465
98	十三分館	十三深津 187		261	131

(2) 県立施設

番号	避難施設名	住所	電話番号
1	五所川原高等学校	中平井町3-3	35-3073
2	金木高等学校	金木町芦野 200-403	53-2079
3	五所川原農林高等学校	一野坪字朝日田 12-37	37-2121
4	五所川原工業高等学校	湊字船越 192	35-3444
5	梵珠少年自然の家	神山字殊峰 117-62	29-3303

2 . 屋外施設

番号	避難施設名	住所	面積 (h a)
1	北部公園	幾世森	2 . 2 0
2	狼野長根公園	持子沢字隠川	3 2 . 8 0
3	五所川原運動公園	飯詰字狐野	1 3 . 0 0
4	菊ヶ丘運動公園	栄町 他 3 地内	1 1 . 2 0
5	津軽フラワーセンター	神山字殊ノ峰	1 8 . 0 0
6	長者森平和公園	金山字千代鶴	2 3 . 4 0
7	脇元放牧場地高台	磯松山の井	1 8 . 7 4
8	十三山子地区高台	十三通行道	1 . 5 2

五所川原市国民保護協議会条例

平成 1 8 年 6 月 2 0 日

五所川原市条例第 2 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 4 0 条第 8 項の規定に基づき、五所川原市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は 3 0 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年五所川原市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

五所川原市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例

平成 1 8 年 6 月 2 0 日

五所川原市条例第 3 0 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号。以下「法」という。）第 3 1 条及び法第 1 8 3 条において準用する法第 3 1 条の規定に基づき、五所川原市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総轄する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 2 8 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を本部会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第 4 条 五所川原市国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、五所川原市国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定は、五所川原市緊急処理事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

五所川原市国民保護協議会委員名簿

機関名	職名	所在地	電話
五所川原市	市長	五所川原市字岩木町12	0173-35-2111
津軽森林管理署金木支署	支署長	五所川原市金木町芦野 200-498	0173-53-3115
青森河川国道事務所	所長	青森市中央3-20-38	017-734-4521
第二管区海上保安本部	青森海上 保安部長	青森市青柳1-1-2	017-734-2421
西北地方健康福祉こどもセンター	所長	五所川原市字栄町10	0173-35-2156
西北地方農林水産事務所	所長	五所川原市字栄町10	0173-35-2345
五所川原県土整備事務所	所長	五所川原市字栄町10	0173-35-2105
五所川原警察署	署長	五所川原市字栄町6-1	0173-35-2141
五所川原郵便局	局長	五所川原市字旭町53-1	0173-34-3204
東日本電信電話(株) 弘前支店	支店長	弘前市本町71	0172-37-4100
東日本旅客鉄道(株) 五所川原駅	駅長	五所川原市字大町38	0173-34-5366
津軽鉄道(株)	社長	五所川原市字大町39	0173-34-2148
弘南バス(株) 五所川原営業所	所長	五所川原市大字姥范 字桜木10-1	0173-35-3212
東北電力(株) 五所川原営業所	所長	五所川原市字田町113-1	0173-35-3567
五所川原ガス(株)	社長	五所川原市大字唐笠柳 字藤巻611	0173-34-3432
(財)北五医師会	会長	五所川原市字新町33-1	0173-35-0059
(財)青森県トラック協会 西北五支部	支部長	五所川原市大字金山 字竹崎171-9	0173-34-8554
五所川原市	副市長	五所川原市字岩木町12	0173-35-2111
五所川原市	教育長	五所川原市金木町朝日山319-1	0173-53-2111
五所川原市	消防団長	五所川原市字岩木町12	0173-35-2111
五所川原地区消防事務組合	消防長	五所川原市字岩木町12	0173-35-2019
津軽広域水道企業団 西北事業部	西北事業部長	つがる市木造千年33	0173-42-7111

会長は五所川原市長